

# 特定非営利活動法人みえNPOセンター 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みえNPOセンターという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を津市一志町高野160番地514に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、市民セクター自らの手によるNPO支援組織として、民間非営利組織（NPO）活動の発展をめざし、新たな市民社会の実現に向けて、幅広く地域分野を越えたNPOの活動基盤強化を図り、NPOと企業や行政とのパートナーシップの形成を促進することを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の種類の活動を行う。

- (1) 特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 災害救援活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) NPO及び中間支援組織支援事業
- (2) 行政、企業、NPOの協働推進事業
- (3) 情報受発信事業
- (4) 調査研究、政策提言事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体。
- (2) 賛助会員 この法人を支援する目的で入会した個人または団体。

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 この法人の正会員になろうとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会で定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員で退会しようとするものは、その旨を代表理事に届けて退会することができる。

第10条 会員は、次の各号の一に該当したとき、退会したものとみなす。

- (1) 2年以上会費を滞納し、理事会において支払い意志がないと認定したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 解散したとき
- (4) 破産宣告を受けたとき

(除名)

第11条 会員がこの法人の名誉を毀損し、またはこの法人の設立の趣旨に反する行為をした場合、総会の議決を経て、除名することができる。

(提供金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の提供金品はこれを返還しない。

### 第3章 役員

(種別および選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。
  - 3 理事および監事は、正会員の中から総会の議決により選任する。
  - 4 代表理事は理事会において互選する。
  - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
  - 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事に事故あるときは、別に定める順により他の理事がその業務を遂行する。

第15条 監事は次にあげる業務を行うものとし、その遂行に当たって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- (1) 本法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は、所定の任期の残任期間とする。

3 役員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中であっても、総会において3分の2以上の議決に基づいて、これを解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第20条 会議は総会および理事会とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とし、正会員をもって構成する。理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および収支予算の承認ならびにその変更

(5) 事業報告および収支決算の承認

(6) 役員の選任または解任その他運営に関する重要な事項

(7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 運営に関する重要な事項

(9) 理事会が必要と認める事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他この法人の業務の執行に関する事項

(招集)

第22条 会議は定款第15条第4号による場合を除いて代表理事が招集する。

2 代表理事は、会議を招集するにあたっては、各会議を構成する正会員または理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を、5日前までに電子ファイルを含む書面または電子メール等をもって通知しなければならない。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めた場合

(2) 正会員の5分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 定款第15条第4号に基づき監事が招集した場合

3 理事会は、必要なときに随時開催する。

(定足数)

第24条 総会および理事会は、それぞれ正会員および理事の過半数の出席によって成立する。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。また、理事会の議長は、代表理事、または代表理事の指名したものがこれにあたる。

(議決)

第26条 各正会員の議決権は、平等なるものとする。

2 総会または理事会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した正会員または理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 総会または理事会に出席できない正会員または理事は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員もしくは理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該正会員および理事は、第24条および第26条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録(議事概要)を作成し、議長および出席した正会員または理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名が署名捺印し、これを保存しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員の総数および出席者数(書面表決者および表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第5章 評議員および評議員会

### (評議員)

第29条 この法人に役員以外として評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会の議決に基づき、30人以内を選任し、代表理事がこれを任命する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第16条、第18条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

### (評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、代表理事の諮問に応じて評議し、意見を述べるほか、第3条の目的を達成するための意見を述べることができる。
- 3 評議員会は、代表理事が電子ファイルを含む書面または電子メール等をもって招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 5 評議員会は、年2回以上開催する。また、評議員の3分の2以上の賛同がある場合、開催する事ができる。
- 6 評議員会には、第26条、第27条および第28条の規定を準用する。

## 第6章 事務局

### (設置および職員の任免)

第31条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局長および職員は、理事会の承認を得て代表理事が任免する。
- 4 理事は、事務局長および職員と兼職することができる。

### (組織および運営)

第32条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第7章 資産および会計

### (資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入
- (6) 設立当初の財産目録に記載された資産

### (資産の管理)

第35条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第36条 この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画および収支計画)

第37条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第39条 この法人の事業計画書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第43条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に関わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに存する資産は、総会の議決を経て選定された類似の目的を持つ特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	出丸 朝代
理事	竹村 浩
	田部 知代子
	中盛 汀
	服部 則仁
監事	上田 恭生
	酒谷 宜幸

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2010年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第21条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、設立の日から2009年3月31日とする。
- 6 この法人の設立当初の正会員の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、以下に定めるものとする。

正会員	個人	年一口	3,000円
正会員	団体	年一口	5,000円
賛助会員	個人	年一口	5,000円
賛助会員	団体	年一口	10,000円